

令和 6 年 1 月 17 日

## 行政財産使用許可に係る使用料及び最低広告掲載料の変更について

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（川崎市条例第 67 号）が令和 5 年 12 月 20 日に公布され、令和 6 年 4 月 1 日から道路占用料が改定されます。

これにより、道路占用料を基準に算定している、川崎競輪場広告事業における行政財産使用許可に係る使用料も変更となりますが、広告募集説明書に記載されている行政財産使用許可に係る使用料が上記変更前の金額となっていたため、次のとおり使用料に関する掲載内容を変更いたします。

また、この変更に合わせて、広告募集説明書及び広告掲載申込書に記載されている最低広告掲載料についても、次のとおり変更いたします。

広告掲載のお申込みにあたってはご注意ください。

### 1 照明タワー ※1 枠（3.96 m<sup>2</sup>）あたり

#### (2) 使用料

変更前：15,840 円

変更後：16,896 円

#### (2) 最低広告掲載料

変更前：167,112 円以上

変更後：166,056 円以上